

## 清水町・蓮沼町周辺地区での新たな防火規制区域の指定について

清水町・蓮沼町周辺地区は、東京都「防災都市づくり推進計画」において老朽化した木造・防火造建築物の割合が多く、住宅戸数密度が高いことから木造住宅密集地域に位置付けられており災害時に危険性が高い地域である。については建築時の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために「新たな防火規制区域」を指定する。

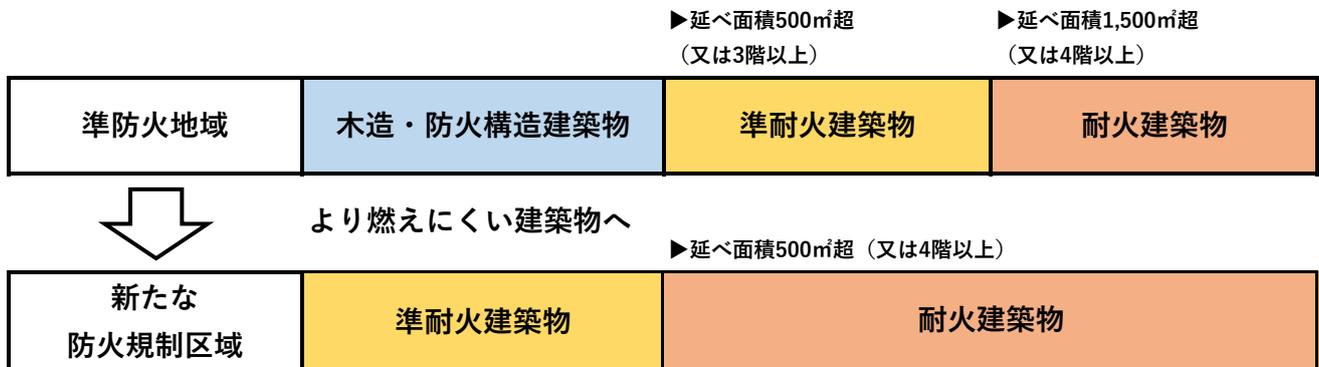
### 1 目的

建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために、東京都知事が指定する災害時の危険性が高い地域において、建築物の耐火性能を強化する。

### 2 根拠法令

東京都建築安全条例第7条の3第1項

### 3 規制の内容



※準耐火建築物及び耐火建築物は同等の延焼防止性能を有する建築物を含む。

- (1) 原則として、すべての建築物は準耐火建築物以上とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物で外壁及び軒裏が防火構造のもの等は除く。
- (2) 延べ面積が500㎡を超えるもの、又は、地階を除く階数が4以上のものは、耐火建築物とする。

### 4 指定区域:約58.15ha (区域図参照)

清水町、蓮沼町の全域、本町一部 (環状7号線の道路中心線より北側の地域)

## 5 これまでの経緯

- 令和元年 7月：清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり協議会発足
- 令和2年10月：清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり計画を策定（協議会）
- 令和3年 1月：「建替え等のルール」に関するアンケート調査の実施
- 令和3年10月：東京都あて新たな防火規制区域検討案の提出
- 令和3年11月：東京都から板橋区あて新たな防火規制区域の意見照会

## 6 今後の予定

- 令和4年1月：都市建設委員会報告（20・21日）
- 令和4年1月：パブリックコメント（意見）の募集（24日～2月7日）
- 令和4年3月：区域指定案の住民説明会（4・5日）
- 令和4年5月：板橋区都市計画審議会報告
- 令和4年6月：区域指定案に関する区長意見の回答（板橋区→東京都）
- 令和4年8月：区域指定告示（東京都）
- 令和4年9月：新たな防火規制区域の施行（東京都）

区域面積 : 約 58.15ha  
 (内 訳) 防火地域 約 13.34ha  
 準防火地域 約 44.81ha

【区域図】

